

新 潟 県 公 民 館 月 報

昭和34年2月1日(毎月1回1日)
 発行所 新潟県公民館連絡協議会
 (新潟市寄居町・越後自治会館)
 発行人 丸山直一郎
 (定価 一部 六円)
 二月号 (72号)

相互の認識を深め 公民館活動の発展を

公民館振興に関する懇談会

公民館振興に関する懇談会は、二月二日午前、総理大臣官邸に各都道府県公連連の代表および七〇名が出席して開かれた。まず、守田会長から

社会教育法一部改正および来年度公民館関係予算案について、文部・国会各関係者と懇談して相互の認識を深めたい。

この懇談会に出席された国会議員各氏のおいさつがあった。

竹山祐太郎氏(衆院)

社会教育の振興は政府も重要視している。各位の率直な意見を聞き今後政治上にあらわしたい。木村守江氏(衆院)

社教法一部改正反対論は、反対のための論議であるから、徒な議論にわざわざいざされ現場の者で現実的な発展を図ってほしい。吉江勝保氏(参院)

中立性を保って反対の空気をつくっている実情を公民館の各位は注目してほしい。

旧井庄一氏(衆院)

公民館は一政党に傾かず青年などに広い知識を与えてほしい。加藤清三氏(衆院)

公民館施設費が起債の対象にならなかつたことは規則の不備である。

このあと、次の講演があり、終つ

て橋本文相のおいさつの後、懇談会に入った。

「社会教育法改正案の趣旨」
 文部省社会教育局長 福田繁
 明年度公民館予算は、一歩前進する。社会教育法改正は、公民館の要望全部をもちかけたが、現段階ではこれで一歩であり、今回これを通して次の段階へすすみたい。

「社会法改正案と憲法との関係」
 一橋大学教授 田上義治

法蘭西の憲法によると、憲法八九条で公文書の禁止されている教育事業とは、教える者と教えられる者との関係が明らかで、計画的であり、かつ継続的なものを用いていなければならないので、教育の政治的支配を避けるだけのものではある。

橋本文相の激励のことは、就任日浅いこの機会に公民館関係者と懇談できることとうれしい。全国的には公民館未設置の市町村が多く、公民館があっても建物のないのが多い。各種の障害を除いてその発展のため今後一そう努力する。

府県公連の強化が先決

法改正には熱意の表現が必要

全国都道府県公連会長会議

二月二日午後、総理大臣官邸において開かれた全国都道府県公連会長会議は吉里文部省社会教育局長を迎え、土屋公連副会長が議長となり話し合いがすすめられてい(吉里議長)

決議

一、社会教育法の一部を改正する法律案は、われわれ公民館関係者が多年要望したところであつて、その内容については未だ不十分なところもあるが、理想達成へ一歩一歩を推し進めるものとして、その速やかなる成立を期す。

二、公民館の施設の整備充実を図るため公民館に対する起債の実現を強く要望する。

昭和三十四年二月二十日

全国各都道府県公民館連絡協議会会長協議会

全公連の財政確立など

六項目について協議

都道府県公連事務局長事務打合せ

期日 二月二十日

会場 砂防公館

議長 土屋公連副会長

打合せ事項

- 一、法改正等の対策実施について、懇話会等既に実施した報告
- 二、八ヶ岳陳情
- 三、新聞投書による法改正要望の議論
- 四、新潟県 全公連は自覚にかけ頼って法改正をしようとしているよな印象を与えないか。我々の努むのは、保守、革新の対決による

課長) 全公連組織強化を協議せよ。負担金を増してもいい(飯塚県)

現場を知らない者に、我々が長い間叫んできた真の声をきかせてやるのが必要であり、府県やブロックでこれを推進してほしい(守田会長)

熱意の表現が必要であり、国会や政府関係にハガキで陳情することと有効である(種上事務局長)

法の補助に伴う府県の補助をどう考へるか。また社会教育主事教育の具体的な考へ(飯塚県)

法改正の推進については公連の態度を明らかにして決議をしたい(吉里議長)

法改正が必要である(京都府)

そのあと、決議書(別項)を衆参両院へ提出すると共に、大蔵省、自治庁へ起債について陳情した。

要をよく見極めなければ申し合せだけではだめだ。

新編案 全公連連立には、これを構成している府県公連をまず強化することが必要、事務局長会議を開いて条件づくりに関係者話し合い、全都道府県が足並揃えするようにしたい。

岐阜県 年に一、二回事務局長会議を開いても意志はこけ合わない各府県のPR資料などを集めて交換したい。

三、月刊公民館の編集および購読について

四、全公連連報の活用について

五、公民館における読書活動について

六、第八回公民館全国大会、第六回都市公民館大会について

習 主 催 北海道公民館協議会、大分県公民館、学校図書、北海道教委

論 期 日 七月中旬から九月上旬まで

書 会 場 札幌市、北郷学園大学

司 開 議 目 公民館法及び学校図書法について定められた資格取得に必要な全科目

定 員 (予定) 司書七〇名、司書補五〇名、司書教諭三〇名

定員 (予定) 司書七〇名、司書補五〇名、司書教諭三〇名、他若干名
 経費 受講料三〇〇〇円、他若干名
 宿舎 できるだけ世帯する。一ヶ月約六、〇〇〇円位(朝夕寄付)
 申込 札幌市南九条啓明中学校内北海道学校図書協会有り、早めに申し込むこと。道外居住者も可

新・教委法改正案 社会党が本国会に提出

教委は直接公選に 措置要求権は排除

措置要求権は排除

社会党は最近の教育行政が立って中央集権化し、これは「地方教育行政の組織および運営に関する法律」いわゆる新教育委員会法

の制定以来とくに顕著であるとして、今国会に同法改正案を提出することになった。同法の趣意している改正案は現行法を全面的に改め、(一)教育委員選出は直接公選とする。 (二)教育財政権は府県教委におく。 (三)教育長は資格要件を必要とする。 (四)文部省は県教委に対し、県教委は地教委に対する指揮、監督並びに措置要求権を排除すること。 (五)教科内容、教科書採択などに対する干渉を排除すること。 (六)教科内容、教科書採択などに対する干渉を排除すること。

社会党としては最近の教育が中一、教育長の任用資格が廃止され中央集権化、国家統制による教育行政の強化が形式的、実質的に行われ、なかでも次の四点をとくに重視している。

一、文部大臣と県教委、県教委と地教委の関係が上下関係となり、地教委との連帯の方向を示すもので文部通達が命令的性格を帯びてきていること。
二、教育委員の公選制が任命制に改められたことにより地方住民の教育行政機関は現行の文部省を存教育行政に対する参与権が奪われ教育の政治的中立性が犯される危険性をもち、現実にそれが行われ

(五大都市)は義務設置とする。特別区及び市町村は特別の条件のある場合は条例をもって設置しないことができる。

◇権限 教委は従来都道府県知事、都道府県もしくは知事、または市町村もしくは市町村長の権限に属する教育學術文化に関する事務並びに将来法律または政令により、当該都道府県内の市町村並びに都道府県委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。私立学校の所轄庁は都道府県教委とする。

◇任期 四年とする。

◇教育長 教育職員免許法の定める教育職員普通免許状を有するもののうちから教育委員会が任命する。任期は四年。

◇指導主事 大学以下の教員をもつてあつてることができ、校長及び教員に助言と指導を与える。また、命令、監督してはならない。

ては府県教委のみが行う。

①教委職員免許法の定めるところによる。国立または公立、私立学校に属する教育學術文化に関する事務並びに将来法律または政令により、当該都道府県内の市町村並びに都道府県委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。私立学校の所轄庁は都道府県教委とする。

②給与職員の任免その他人事に関すること。

③高校の通学区域の設定、変更、減税する場合の手続き、減額した場合の措置、執行権の確立など旧法の規定を復活する。

④教科用図書採法に関する事務

◇報告書の提出 文部大臣は都道府県教委に、都道府県教委は地教委に提出させることができるが、行政上及び運営上の指揮監督は禁止する。

◇予算の編成 執行 原案送付 権、減税する場合の手続き、減額した場合の措置、執行権の確立など旧法の規定を復活する。

◇教科用図書採法に関する事務

◇指導主事 大学以下の教員をもつてあつてることができ、校長及び教員に助言と指導を与える。また、命令、監督してはならない。

三年度予算額一、〇〇〇万円
三年度予算額一、〇〇〇万円
三年度予算額一、〇〇〇万円
三年度予算額一、〇〇〇万円
三年度予算額一、〇〇〇万円

本年度に比し五〇%増額

公民館関係の予算きまる

昭和三十四年度の公民館関係予算の増額方について、公金連は日校の最終案で公民館関係予算は五百三十万円の復活および増額が決定した。その内訳はつきのとおりで、当初の要求額に比べると算との対比では約五〇%の増額をみたわけである。

公民館活動記録

公民館活動記録の目的で文部省が調査募集を行った第五回「公民館活動の実践記録」が成人の日を前にした二月十四日、文部省から発表された。

このたびは、全国の公民館関係者などから六十九篇の応募があった。

公民館活動記録の募集募集を行った第五回「公民館活動の実践記録」が成人の日を前にした二月十四日、文部省から発表された。

河合 嘉高 郡馬県利根郡新治村 須川青年学級主事

新しい職業倫理と道徳の確立を 二等一席入選論文(要旨)

都心を遠くはなれた農村の教育 同の精神を養うため、昭和二十七年八月、公民館試験場に「新治村農業専門学級」を設立した。

青年学校は今一つ曲の角にきて 青年学校は今一つ曲の角にきて

公民館関係の予算きまる 本年度に比し五〇%増額

公民館活動の実践記録 公民館活動記録の目的で文部省が調査募集を行った第五回「公民館活動の実践記録」が成人の日を前にした二月十四日、文部省から発表された。

公民館関係者などから六十九篇の応募があった。

公民館活動記録の募集募集を行った第五回「公民館活動の実践記録」が成人の日を前にした二月十四日、文部省から発表された。

社会教育法が改正されたら

社会教育法一部改正案は本国会で審議中だが、その改正点、問題点は、これは新聞、雑誌などで取り上げられ、充分承知のことと思うが、これが実際に婦人会や青年団などの社会教育団体にどんな影響を与えるだろうか。日本教育新聞よりの点、無用をあてて検討してみることしよう。

もっともと うなづける点

まず改正案という点
——
第一点は公民館の施設設備の充てん不足が、実である。これとともに図書館博

市町村にも社会教育主事 公民館は充実するが……

はてなと おもふ点

しかし、これやすい機構なので、このように危険性を考えた場合、これまでのような、
——
この考えねば、危険性を考えた場合、これまでのような、
——
この考えねば、危険性を考えた場合、これまでのような、

ある。それは改正案によつて、社会教育主事の養成は文部省が直接に、
——
ある。それは改正案によつて、社会教育主事の養成は文部省が直接に、

物館も経費の一部を国が補助できるようにするので充実するだろう。これらの集合点については、市町村にも社会教育主事を配置する制度ができることである。これまで公民館活動に当つて社会教育主事は、適切な指導と補助をしてくるが、都府県果と一部の市町村にしか社会教育主事がいなかったため、その指導、助言は一部の公民館にだけ、
——
物館も経費の一部を国が補助できるようにするので充実するだろう。これらの集合点については、市町村にも社会教育主事を配置する制度ができることである。これまで公民館活動に当つて社会教育主事は、適切な指導と補助をしてくるが、都府県果と一部の市町村にしか社会教育主事がいなかったため、その指導、助言は一部の公民館にだけ、

ついでに、自由な活動ができるのも一人のまちがった者が力を得て、まちがった方向にむけた場合、
——
ついでに、自由な活動ができるのも一人のまちがった者が力を得て、まちがった方向にむけた場合、

学級生の熱意と 教材の充実

青年学級発展のために

三条市中央公民館

先頃本館では、青年学級生についてアンケートを行ったが、配布数一〇二枚、回収七一枚で、回収率六九・六%であった。

この問題に対して「自分の意思で入った」というのが四二%、
——
この問題に対して「自分の意思で入った」というのが四二%、

「自分の職業、家事に役立つようになった」というのが三六%、
——
「自分の職業、家事に役立つようになった」というのが三六%、

「今日のやり方より」が四六%、
——
「今日のやり方より」が四六%、

「よく理解してくれる」が六一%で「理解がない」が三%だから、この点は意を強くするに足る。

「入級当時の熱意と根気が続かない」が何れも三%で、「こつに青年学級不振の原因がありそうに思われる」公民館の熱意が足りぬ」が一五%もあったことも見のがせない。

「このことは兩者の振興に良いことだ」が三九%、「本化は悪い」が三%と、
——
「このことは兩者の振興に良いことだ」が三九%、「本化は悪い」が三%と、

「このことは兩者の振興に良いことだ」が三九%、「本化は悪い」が三%と、
——
「このことは兩者の振興に良いことだ」が三九%、「本化は悪い」が三%と、

「このことは兩者の振興に良いことだ」が三九%、「本化は悪い」が三%と、
——
「このことは兩者の振興に良いことだ」が三九%、「本化は悪い」が三%と、

概覽から見た県内公民館予算 — 遂に2億円突破 —

だが市町村総予算のわずか1.5%

昭和33年5月1日現在

年度	公民館当初予算 総合計	前年度に対する 増減率	備考 (町村数)
昭和25年度	71,551,337円		
26	104,232,673	146%	
27	142,395,258	137	
28	171,916,315	121	
29	184,950,037	108	
30	174,861,247	95	
31	187,297,375	107	
32	172,819,264	92	(125)
33	202,393,459	117	(128)

県下公民館の三十三年当初予算の総額は別表のとおり二億二千九十三万円である。これは作年の一億七千二百零五万円に比して三千余万円の増であり、新記録でもある。従来の状況を示すと第一表のとおりで、金額では昭和二十五年の三倍、昭和二十六年(この年に県下百%に公民館が設置された)に比して二倍となっており、増加率では二十六年度を最高として徐々に下降し、一億七千八千万円をを下し、三十二年は町村合併直後の財政再建策等も影響して最低をマークしたが、三十三年度は好転して、二億円台に突入したと

予算総額は

どうだろうか

いづつである。

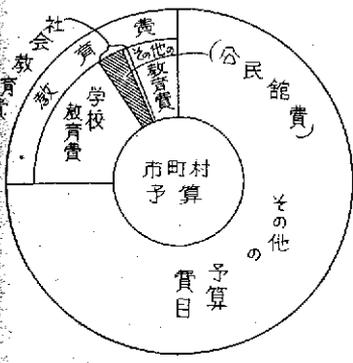
ここに掲げた数字は、すべて当初予算で、決算では更に増加していることは明瞭なる事実である。ともあれ二億円余の金が成人教育に費やされていることは心強い限りである。

市町村予算から見た場合

然しながら、この金額は市町村予算の総合計一三三億七千万円(公民館概算による集計額で、実際とは多少違っているかも知れない)に比較するに僅かに一・五%にしかならない。

また、教育費総額三四億六千四百円に比しても僅かに五・七%にしか当たっていません、更に一段と努力する余地のあることが判る。

また社会教育費総額二億五千二百三十三万円に比較すると、その八〇%を占めており、現在の社会教育の大部分が公民館に負っていることが判る。



費目	金額	比	一人当り
市町村予算合計	13,370,024,898円	100%	
教育費 //	3,464,400,853	25.91	100%
学校教育 //	2,328,458,468	17.40	67.15
社会教育 //	252,346,280	1.88	7.28
(公民館費//)	(202,393,459)	(1.51)	(5.84)
その他教育 //	791,464,995	5.91	22.84
一人当り			100.12円
公民館費			80.30円

第三表 年次別にみた住民一人当りの公民館費

市町村	昭和31年			昭和32年			昭和33年		
	円	銭	位	円	銭	位	円	銭	位
新潟	43.48	⑩		32.20	⑪		40.84	⑮	
長岡	39.94	⑪		42.90	⑮		50.19	⑮	
高田	74.84	⑨		73.38	⑩		71.35	⑪	
三条	43.89	⑮		30.73	⑮		54.68	⑮	
柏崎	89.99	⑤		59.74	⑮		37.52	⑮	
新発田	75.31	⑦		74.17	⑤		141.14	①	
新潟	39.75	⑮		42.90	⑮		44.28	⑮	
小千谷	68.18	⑮		51.25	⑮		51.93	⑮	
加茂	32.58	⑮		23.09	⑮		57.98	⑮	
十日町	90.21	④		94.09	③		126.97	②	
見附	115.22	③		206.69	①		98.19	⑤	
村上	74.92	⑧		65.47	⑮		81.87	⑧	
燕	70.90	⑮		85.95	⑤		72.86	⑮	
直江津	152.93	②		115.13	②		101.33	④	
新井	68.57	⑮		89.95	④		110.89	③	
糸魚川	74.53	⑮		77.78	⑧		78.79	⑧	
新井	88.89	⑥		82.68	⑥		82.34	⑦	
五泉	67.94	⑮		74.33	⑨		92.77	⑤	
両津	188.78	①		49.68	⑮		49.31	⑮	
市平均	65.54			59.55			66.44		
県平均	77.25			71.74			80.30		
北蒲	110.74	②		94.26	⑥		96.11	⑦	
中蒲	83.12	⑦		96.40	④		65.32	⑮	
西蒲	89.66	④		94.43	⑤		100.63	⑥	
東蒲	76.70	⑮		92.72	⑦		80.44	⑮	
南蒲	87.77	⑥		102.31	③		117.24	②	
三島	78.60	⑮		59.14	⑮		75.40	⑮	
古志	53.48	⑮		48.70	⑮		53.00	⑮	
北魚	64.29	⑮		73.69	⑮		78.13	⑮	
南魚	88.90	⑤		66.43	⑮		65.57	⑮	
中魚	74.85	⑮		55.03	⑮		102.11	⑤	
刈羽	75.17	⑮		79.58	⑧		81.95	⑮	
頸頸	67.23	⑮		76.93	⑮		84.90	⑨	
東頸	81.17	⑧		68.87	⑮		103.51	④	
西頸	105.80	③		146.56	①		112.20	③	
岩船	81.02	⑨		78.40	⑨		90.43	⑧	
佐渡	113.24	①		108.48	②		152.57	①	
郡平均	87.61			84.74			94.04		

住民一人当りに
みた場合

この二億円余の金が住民一人当りそれぞれの順位を附してみた。大体の総計算し、過去三カ年を都市において平均していることは注目されたい。第二に臨時的な建築費が含まれている場合があること等々である。

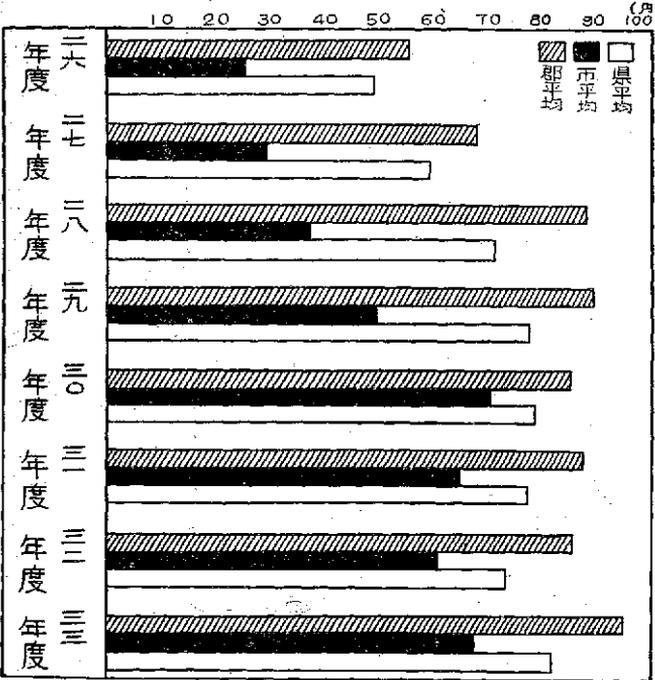
勿論、この金額は絶対的ではない。その理由の第一に費目のけ方にあるし、即ち人件費を含めていないところがあつたし、地教委の社会教育課(係)との関係も一致していない。第二に臨時的な建築費が含まれている場合があること等々である。

それを

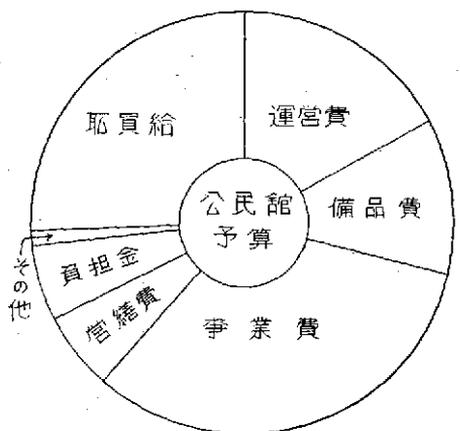
年次別にみると

なお住民一人当りの額を年次別にこのよりの横ばい状況であったもの
た。都別に記載すると次表のとおりである。

年度	町村平均	市平均	県平均
二六	五五・五〇	二五・九〇	四九・〇〇
二七	六七・六〇	二九・三〇	五九・三〇
二八	八七・八四	三三・六七	七〇・〇一
二九	八九・三八	四八・九四	七七・三九
三〇	八四・四七	六九・八四	七七・九七
三一	八七・六一	六五・五四	七七・二五
三二	八四・七四	五九・五五	七二・二六
三三	九四・〇四	六六・四四	八〇・三〇



年次別にみた住民一人当りの公民館費



歳出歳入は

どうであらうか

次に予算を歳出、歳入でそのお
のにおについて内容をみると、次
表のとおりである。
歳出では事業費が最も多く三二
%を占め、職員給与がこれに次ぎ、
二六%となっている。
歳入では、その九六%が市町村
場合の歳入歳入をみると次の如く
費で、次いで維持会費が二・三%
である(参考まで)

歳入

項目	金額	割合
市費	6,125,326	51%20
事業収入	341,900	2%88
維持会費	4,657,926	38%94
寄附金	764,603	6%40
その他	71,845	0%84
計	11,961,490	100%

歳出

項目	金額	割合
職員給与	422,850	35%83
運営費	1,762,905	14%74
備品費	603,700	5%05
事業費	4,973,455	41%58
賃借費	68,500	0%57
負担金	251,400	2%10
その他	75,680	0%63
計	11,961,490	100%

項目	歳入		歳出	
	金額	%	金額	%
計	二〇二、三九三、四五九円	一〇〇・〇〇%	二〇二、三九三、四五九円	一〇〇・〇〇%
国費	七四〇、〇〇〇円	〇・三六%		
県費	一一九、〇〇〇円	〇・〇六%		
市町村費	一九四、四八八、七二五円	九六・一〇%		
事業収入	八〇五、九〇〇円	〇・四〇%		
維持会費	四、六五七、九二六円	二・三〇%		
寄附金	一、四九〇、二七三円	〇・七四%		
その他	九一、六四五円	〇・〇四%		
職員給与			五三、三二〇、三九六円	二六・三四%
運営費			三四、四五一、七九円	一七・〇二%
備品費			二二、四〇三、一一二円	一一・五七%
事業費			六三、八九八、〇七一円	三二・五七%
賃借費			二二、二四一、六四四円	六・〇五%
負担金			二二、三三八、九九七円	六・〇五%
その他			二、八五九、五二〇円	一・四一%

なお公民館一館当りの平均予算をみると、次表のとおりである。

平均	一館当り予算額	一人当金額
市平均	六一八、五三八円	六六・四四円
町平均	一、〇二〇、〇三二円	八八・二天
村平均	七六七、八五二円	一〇一・三三
県全体の平均	八〇六、三四八円	八〇・三〇

気やすく集まれる場を

公民館に期待する

東頸城郡安塚町公民館

公民館が定めて今年で十年を迎える。この間地味ではあったが堅実な活動をつづけてきた公民館に対して、住民の理解も次第に深まってきつつある。しかし、問題は今後に残されている。ここでは十年間の歩みをふりかえってみることも大切であらう。

安塚町公民館では、このたび「公民館に期待する」というテーマで、座談会をひらいたが、非常に得るところがあった。以下要旨

・事業個々のものは、有意義且つを認めるような態勢を整えて、公効果的だが、計画がバラバラで思 民館に求めるようになることが望いづきが多いように思える。公民館

・地域内のことだけでなく、時間的にも人的にも、距離の短縮した現在、広い視野に立って、見たる判断したり出来るように、啓蒙活動がなされねば……。

・専門的な技術指導も必要だが、人間として個人的にも社会的にも持つ共通の問題点の解決が重要である。日本人としての世界観を持つようになる活動に欠けていると

・公民館がもっと能動的に、関係各部に働きかけていかななくてはならぬ点も感じられる。使命を越え評価して進んでいるのではないかとと思われる点もある。

・公民館が出来て、職員が居ながらにして住民の意見が聞かれる。公民館にいけばくつろげる場所もある。ラチオもいがある、テレビも雑音もある。自分で夢をみせてくれる心の故郷である。そうした公民館が出来なくてはならぬ

・公民館職員は政治に拘束されず自由な立場で、良心的に、純粋にそして適切な例ではないが信仰に生きるものの伝導的な考え方で当るべきだと思う。



同津市吉井公民館の巻

・公民館職員は政治に拘束されず自由な立場で、良心的に、純粋にそして適切な例ではないが信仰に生きるものの伝導的な考え方で当るべきだと思う。

・公民館がもっと能動的に、関係各部に働きかけていかななくてはならぬ点も感じられる。使命を越え評価して進んでいるのではないかとと思われる点もある。

・公民館が出来て、職員が居ながらにして住民の意見が聞かれる。公民館にいけばくつろげる場所もある。ラチオもいがある、テレビも雑音もある。自分で夢をみせてくれる心の故郷である。そうした公民館が出来なくてはならぬ

・公民館職員は政治に拘束されず自由な立場で、良心的に、純粋にそして適切な例ではないが信仰に生きるものの伝導的な考え方で当るべきだと思う。

・公民館職員は政治に拘束されず自由な立場で、良心的に、純粋にそして適切な例ではないが信仰に生きるものの伝導的な考え方で当るべきだと思う。

・公民館職員は政治に拘束されず自由な立場で、良心的に、純粋にそして適切な例ではないが信仰に生きるものの伝導的な考え方で当るべきだと思う。

・公民館が出来て、職員が居ながらにして住民の意見が聞かれる。公民館にいけばくつろげる場所もある。ラチオもいがある、テレビも雑音もある。自分で夢をみせてくれる心の故郷である。そうした公民館が出来なくてはならぬ

親父の話

・寄合時間はお互いに守ろう。

・寄合には皆がそろって集まろう。

・部落行政のあり方と明朗化について

・寄合には皆が平直に話し合おう。

・親父の意見が平直に話し合おう。

・青年が農村を去らう原因、道路の改善

・お互いが協力して責任を果し合おう。

・経済基礎の確立

・お互いに回覧板は早くまわしましょう。

主婦の話

・集会の際は皆がそろって集まらしましょう。

・足踏返しの禁止を徹底しましょう。

・集会の際は皆がそろって集まらしましょう。

・結婚のあり方を改善しましょう。

・カゲ口、ウワサ話をお互いに慎みましょう。

・姑の参り方を改善しましょう。

・きめだてを正しくしましょう。

・野休の日を徹底しましょう。

・野休の防止について。

・野休の防止について。

・お互いに寄合時間を守りましょう。

青年の話

・青年が農村を去らう原因。

・古い階級意識を正すことと、健康に差別をつけること。

・野休の日と環境衛生の徹底。

・民主的な組織を築くこと。

新生活運動部落座談会

地域や部落を住みよくしよう

柏崎市西中通公民館

関心のつす社会教育を進めていくうえで最も大切なことは、住民に積極的に関与することである。その第一歩として「話し合い」活動が叫ばれてきている。

柏崎市西中通公民館では

- 1、話し合いの方法を皆から知ってもらおう。
- 2、それぞれの立場からの意見交換と連絡協力をはかる。
- 3、部落や地域内、あるいは階層別の問題の発見

以上、三つの目的のもとに、部落や地域をより明るく、住みよくするに努める。

というテーマで、昨年末二〇会場を訪問して、映画と話し合いの会を開催したが、各会場とも真剣に問題と取組み、深く話し合った話し合いが続けられ、主催者を喜ばせた。以下その話し合いのまとめである。

・また職員は、夢の実現の過程では、よそから気狂いじみているといわれるような活動に対する熱意が衰え、

・施設が整えば現在の活動でも何倍もの効果となって表われる。

・他地域のことを知らないのでなく、

・知ろうとしない。地域の壁にしがたっている。それが発展を阻んでいる。

・壁は風雨にさらせば自然にたれ、自分の手でとることも出来るが協力してはすすことはより容易を果そう。

・皆の親睦をはかるための会合をもちたい。

・古い因習を打破しよう。

・公共物を大切にしよう。

・公明選挙をすすめてよう。

・お互いに協同生活における義務を果そう。

・親父の話

・寄合時間はお互いに守ろう。

・寄合には皆がそろって集まろう。

・部落行政のあり方と明朗化について

・寄合には皆が平直に話し合おう。

・親父の意見が平直に話し合おう。

・青年が農村を去らう原因、道路の改善

・お互いが協力して責任を果し合おう。

・経済基礎の確立

・お互いに回覧板は早くまわしましょう。

・主婦の話

・集会の際は皆がそろって集まらしましょう。

・足踏返しの禁止を徹底しましょう。

・集会の際は皆がそろって集まらしましょう。

・結婚のあり方を改善しましょう。

・カゲ口、ウワサ話をお互いに慎みましょう。

・姑の参り方を改善しましょう。

・きめだてを正しくしましょう。

・野休の日を徹底しましょう。

・野休の防止について。

・お互いに寄合時間を守りましょう。

・青年の話

・青年が農村を去らう原因。

・古い階級意識を正すことと、健康に差別をつけること。

・野休の日と環境衛生の徹底。

・民主的な組織を築くこと。

ひたいの汗で録音機購入

雷青年学級生20名の熱意実る

—— 岩船郡山北村 ——

岩船郡山北村では、青年学級様式後の振舞酒などを喜ぶ野次馬的當に精出してゐる。第一に教育 恩恵も、飲まざるは悪口をいうよ長、公民館長さん以下教育委員会うな非行もみんな、なくなるだろ側が本腰を入れてゐる。第三に学う。それは我々若い青年の責任に校の先生方の協力も熱の入りが格 おいて改善されるべきだといふ別である。また支館主事の役も引受けてゐる。第三に、十六の各青表は左記の収入方法でテレレコ年学級共、出席者が非常に多く、〇〇%に近く、喜んで参加してゐる。私は視聴教材の効果の利るとさへ。

それに加えて、雷では高等学校卒業の学級生が、青年学級運営の中心になつてゐるので特に活発熱心だといふ。卒業学校は、山形県立も温海高校定時制である。時を越えて、県外に出る山取道の暗いデコボコな夜道はさぞかし難儀だつたらう。

十一月二十九日、黒川保中學校に於て、視聴教材のとり入れ方とその実際」という主題で、山北北青年学級より、七十名以上が集り研究会もたれた。私は招かれて指導に當つたわけであるが本心に熱心であった。一例を上げると「義理の喪服」というフィルムをみた後での討論の状況の資料である。よい結果を与へてくれた。是非

十一月二十九日、黒川保中學校に於て、視聴教材のとり入れ方とその実際」という主題で、山北北青年学級より、七十名以上が集り研究会もたれた。私は招かれて指導に當つたわけであるが本心に熱心であった。一例を上げると「義理の喪服」というフィルムをみた後での討論の状況の資料である。よい結果を与へてくれた。是非



2	〇、〇〇〇	小学校よの協力	何處でも聞ける。レコーディング、
3	三、〇〇〇	部費よの協力	レクリエーション利用にも使える。
4	一、五〇〇	部落婦人会の協力	講師をたのむよりも経済的です。
5	三、五〇〇	村青年学級費よの	皆が同意感をもつことが出来て都合がよいです」

「お発表者の大滝君と木村君は後で私に次のようなことを言ってくれた。

「思まれない我々にとつて、何か新しい刺激を得るためだ。映写機よりも買ひ易いから、こんど視聴の方法で大いに励みたい。又テープ交換もやりたい。」

「何しろ、教材は豊富にあるし、

渡辺彦男 (三三、一一、三〇記)

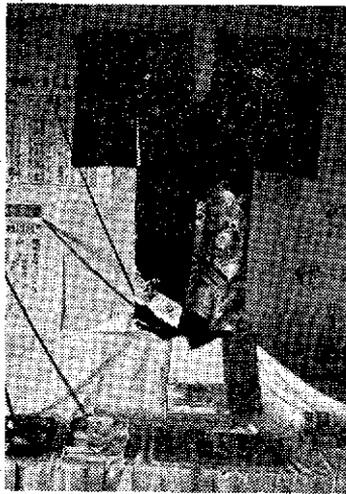
好評の公営結婚

すでに六十四組がゴールイン

刈羽郡刈羽村公民館

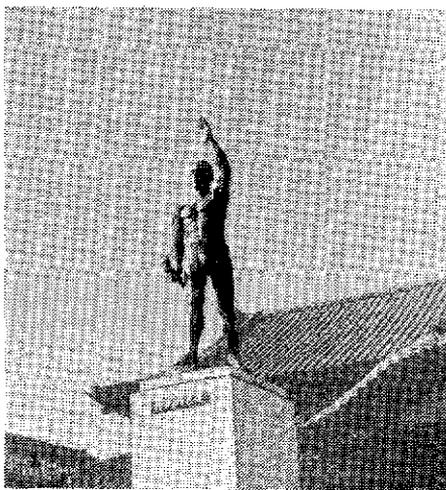
冠婚葬祭の簡便を始めてから現在まで既に六十素化は、その必要が叫ばれてゐるに於て次から次と公営結婚のなから、いざ実行となつた。なかから出来ないのが現状のようです。昔からの「しきたり」を改めることには、ほとんどの勇氣と、理解、協力が要ります。

刈羽村公民館では去る三十年十二月に公営結婚



「伸びゆく三条像」

三条市中央公民館



この慶三条市中央公民館前庭に「伸びゆく三条」という銅像ができて三条名物の一つとなった。これは、本市内田製作所社長内田鉄富氏が、三条ロータリークラブを通じて、中央公民館前庭へ建立寄附されたもので、金属工業都市三条の発展を象徴し、右手にハンマーを持ち、左手を高々と掲げ、希望に満ちたたけましの勤勞青年のブロンズ像である。高さは台石共四米四五の堂々たるもので公民館に偉觀を添えた。作者は本市在佳妻術院友半藤政臣氏である。尚えの銅像建立を機会に前庭第二次造園整備を行い、市民の憩の場になさわしい環境となった。

すでに十年の歩み

津川町公民館講話(うたい) 講座

津川町公民館うたい講座は、公愛唱されてきた古い音楽が、昭和の今日までうたい継がれ、しかもますます盛んになつたわたり、舞われたりしているのは何のためなのか。それは、言にしていだけ小語(こうたい)だけでもいいし、うたいだけでいい。それが、ほんの初歩の人たちが、やってみると相当骨も折れぬえた何ものがあるからかといふが、またそれだけにだんだんおとなつてくると思ふ。

公民館では、毎週月曜の夜にうたい会がもたれていて、講師が直接生流の指導にあつておられ、また、中央から放送される音曲はその都度テープに録音して、教材も併用してあります。(公民館報)

